

過年度の特別交付税の過大交付に係る
令和3年度分の会計検査院指摘について

平成29～令和元年度に交付された特別交付税の算定に当たり、他の算定事項で算定した経費の重複計上や算定の対象とならない経費の計上により、県・市町あわせて5,210万3千円が過大に交付されていたことについて、会計検査院から令和3年度分の指摘事項として公表がありました。

＜過大に交付された額＞ 県・市町あわせて5,210万3千円

○県 : 388万4千円

H29 : 210万1千円 、 R元 : 178万3千円

○市町 : 4,821万9千円

(新居浜市) H29、30 : 475万4千円

(久万高原町) R元 : 4,346万5千円

過大に交付を受けていた特別交付税については、令和3年度に総務省に報告を行い、令和3年度の特別交付税の算定において精算済みです。

再発防止策として、複数人でのチェックを行うなど、報告数値の適正な把握に努めています。

＜お問い合わせ先＞

愛媛県 財政課（県分） 主幹 土岐 TEL : 089-912-2192

市町振興課（市町分） 主幹 古田 TEL : 089-912-2213